

1164

20

編纂 期	B200	保期 3	20	永
機 期		送付發	送結完	永
係				

綴書類

昭和十二年八月二十八日起案

起案者  
捺印



月

日發付

發付掛  
捺印

主務局、部  
取扱者捺印

發付後起  
案者捺印

(主務) 人事局長 第一課長 徳永局員 (佐藤)



大臣 永備

副官

書記官

上奏案

海軍兵曹長 烈々等

伊藤 長次郎

任海軍特務少尉

右 謹ミテ 奏ス

號番 海軍人第 三二五 号

局部受月日發月日	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	航空	艦政	軍令

昭和十二年八月二十八日

大臣

進達案

昭和十二年八月二十八日

大臣

内閣總理大臣宛

伊藤海軍兵曹長任用ノ件海軍武官任用令第二十三條第二項ニ依リ別紙上奏書進達ス

迺テ同人ハ昭和十年十一月一日豫備役被仰付、昭和十二年八月三日充員召集セラレ上海海軍特別陸戰隊附トシテ勤務中、八月二十三日上海ニ於テ支那軍ト交戦ノ際傷痕ヲ受ケ危篤ニ陥リタルモノニ付八月二十三日附奉令相成度

(終)

(富井 納)

人事局

一三八二七

一六一四 横須賀發  
一六四〇 有線電受

(六三二三)

横 敏 長 官

大 臣

電 報

至急親展

兵曹長イトウテウジロウ（召集者）二十三日上海特派本部ニ於テ左眼申  
部實貫砲彈彈片創ヲ受ケ危篤絶望同日附任用至當ト認ム。

◎ 横 敏 長 官 召 集 者 ナリ

三 十 七 日

海 軍

(本 田 納)

人事局

一三八二七

上海發  
東通受

(六二七〇)

上海特陸司令官

大 田(横領、三艦隊各長官)

二課列



(本田納)

夕 ナセ七 至 急 信

兵曹長イトウテウジロウ(横領應召)二十三日本部ニ於テ左眼頭部直管  
砲彈彈片創ヲ受ケ危篤絶望同日附任用ヲ至當ト認ム。

二十七日

11611

海軍

人事局長



第一課長

局長



昭和十二年九月一日

海軍省人事局長

14

横須賀海軍人事部長

宛

上海海軍特別陸戰隊司令官

電報

九月一日午前十時十分(無線)發電



兵曹長伊藤長次郎(横須賀召員)八月二十三日附特務少尉

ニ任用、今日附正八位ニ叙スラル

(終)

母

軍

0950

辭令領收證

領收者官姓名印	領收年月日	<p>昭和十二年八月二十三日辭令奉達          海軍次官長勲七等伊藤長次郎          任海軍特務少尉</p>
海軍中佐瀨谷三郎	昭和十二年九月二日	

辭令領收證明紙

海

軍

(竝井納)